

2019年度 第18回さいたま市 教育研究集会

日時 10月13日(日) 9:20~12:00
場所 市民会館うらわ603・605・606室

◎今年度の分科会のタイムテーブル

9:00-9:20	分科会協議 3分科会を実施	11:50	懇話会 片付け
		12:00	閉会

◆開催予定の分科会

- 第1分科会=603室 「さいたま市の教育・子育てについて語り合おう」
- 第2分科会=605室 「その子に合った成長・教育を考える」
- 第3分科会=606室 「授業づくり・学校づくり分科会」

▽市民会館うらわ6F【浦和駅から徒歩約10分】

3つの分科会で幅広く議論を深めます。大宮国際中等教育学校のこと、さいたま市国際世界学習支援事業への教育ビジネス参入の問題、来年度から使用する小学校教科書のこと、学校事務がどう変えられようとしているのか等、さいたま市の今について話し合いたしましょう。また、特別な教育ニーズを持つ子どもたちの日常を理解したり、授業づくり・学校づくりの実践と一緒に学び合いたしましょう。



【主催】さいたま市教育研究集会実行委員会
＜問い合わせ先＞ 大宮教育会館 048-641-6763

シリーズ 初任者 アンケートから見える 厳しい勤務実態 (上)



「毎日子どもたちと楽しく充実した時間を過ごし、本当に教師になってよかったと思うている」「子どもたちと楽しい時間を共有できた」など、教員になった喜びや充実した勤務を語る初任者。この人たちの期待や希望を失わせないために、どんなことが出来るだろうか。市教組はそんな思いを込めて初任者にアンケート

① 「充実した研修」に期待する声

「年次研修があり、きちんと指導していただけたことがよかった」「他校との先生方との交流は励みになった」という回答にみられるように、研修の充実が初任者にとって資質向上に役立つという回答が多くの人から寄せられています。しかし、その反面、初任者研では「持ち物にあっという間に終わることも多く、使わずに終わることが多く、かなりしたことが多い」とい

トをとりました。昨年度末に実施した新採用者を対象にしたアンケートから見えてきたものを、二回に分けて特集します。まずは「充実していた」との感想が多かった研修について、その実態の裏に見えてきた課題を考えます。



② 過酷な勤務時間等の実態

「勤務地がさいたま市に限定される点がいい」「教員同士のつながりが感じやすく、コミュニケーションがとりやすい」「他校で勤務する仲間の様子伝わってきやすい」など、初任者は異動が市内ですむことに肯定的です。しかし、「通常(卒級)でも特別(支援)卒級)でも、経験とスキルのあるベテラン教諭をバラン

と感しました」という声や、「研究授業がほぼ月一、公開授業が毎週あるため、細案と略案を二本同時に指導案を作っているようなもの。とても負担になっていて時間外勤務を余計に増やす原因になっっている」との声は、初任者が長時間勤務やゆとりを奪う原因にもなっていることを表しているのではないのでしょうか。

「何かがあったらこの先生にすぐ頼れば大丈夫」という環境を整えてほしい」「初任者」で「学年主任」や、初任者しか本採用教諭がないといった、アンバランスな人事異動

「冷暖房の施設が充実している」との声もあった反面、早急に改善すべき実態もアンケートからは見えてきます。「時間外労働は月150時間を超え、また周りの先生方もサポートしてくれる雰囲気もなく、心身共に限界を超えた」「専門でない部活動を見なければいけないことがつらい。土日の休みが取れない」「ブロック長に毎日7時半ごろまでに出勤してほしいと言われたときがつかった。採用一年目で車通勤が認められていないため、バスの時刻の関係で7時半に間に合わせようとする」と6時台に学校到着のバスしかなかった「朝が早い、事務作業が多い、委員会や企画したイベントや教育委員会からの調査・アンケートなどが急にある」など

働の実態がみえてきます。さらに「出勤してから退勤まで12時間滞在していることも毎日のようにあります。早く帰りたい、翌日への繰り越される仕事を思うと早く帰れません。このままではいけないと思います」「目の回るような日々の業務の多さ。担任に業務が集中しているように思うが担任手当などもなくみんな疲弊している。初任者が苛酷すぎる」との悲鳴にも近い声も寄せられました。(次号に続く)

年次有給休暇と生理休暇

わたしたち教職員が、どんな時も笑顔で生き生きと子どもたちの前に立てるように健康に過ごすことは、とても大切なことです。そのために交渉し、様々な権利を前進させてきました。

年次有給休暇
すべての教職員に保障され、取得理由は問われません。行使できなかった年休は、20日を上限に繰り越すことができます。
取得単位 1日、1時間または15分

生理休暇
1回につき3日間は有給で保障されます。(過休日があった場合は日数に含まれます。3日の範囲)

職場のハラスメントを防ぐために、企業にはハラスメント防止義務が課せられることになりました。(施行2020年4月1日から)

権利のことをおしゃべりしましょう。2019.9 VOL.10 さいたま市教職員組合 女性部 ☎048-641-6763 saitama@kyouiku-net.org